

告示

埼玉県告示第二百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十七年埼玉県告示第四百五十三号で告示した所沢都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

所沢市

二 都市計画事業の種類及び名称

所沢都市計画下水道事業所沢公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十二年十一月十九日から

平成三十五年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 分流区域

(1) 汚水

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

昭和四十七年埼玉県告示第四百五十三号、昭和四十八年埼玉県告示第七百一号、昭和五十年埼玉県告示第五百十五号、昭和五十一年埼玉県告示第九百六十九号、昭和五十三年埼玉県告示第千五百九十二号、昭和五十四年埼玉県告示第六百七十四号、昭和五十五年埼玉県告示第四百五十七号、昭和五十七年埼玉県告示第九百三十四号、昭和六十一年埼玉県告示第千三百三十四号、昭和六十二年埼玉県告示第二千三十四号、平成元年埼玉県告示第六百三十七号、平成三年埼玉県告示第六百四十五号、平成五年埼玉県告示第三百七十一号、平成八年埼玉県告示第九百六十九号、平成十三年埼玉県告示第五百十五号、平成十四年埼玉県告示第千六百十九号、平成十九年埼玉県告示第六百七号、平成二十六年埼玉県告示第千二百二十四号、平成二十九年埼玉県告示第千二百二十七号及び平成三十年埼玉県告示第百五十一号の事業地に、所沢市大字城字広ヶ谷戸、字本村、字北原、字十三部及び字西ノ上、林一丁目、大字坂之下字稲荷下及び字乙明改原、大字牛沼字西保戸窪及び字下原兀、大字亀ヶ谷字東原及び字谷里、大字北岩岡字四ツ谷及

び字西内、大字日比田字清身場、字上原、字西原、字中丸、字向山、字屋敷前、字峯、字二番向山及び字遠願、大字松郷、北野新町一丁目、大字下安松字程久保、大字下新井字武蔵野、大字荒幡字上大谷及び字西向大谷、大字南永井字大帖並びに東狭山ヶ丘五丁目を加え、大字坂之下字中谷戸及び字南大谷戸、大字牛沼字下山及び字下川端、三ヶ島三丁目、三ヶ島四丁目、三ヶ島五丁目、大字北岩岡字入間道及び字中道、北野一丁目、北野二丁目、北野三丁目、大字久米字前峯、大字荒幡字田畑及び字東向大谷、大字上山口字細久保、大字下富字駿河台、字月見原及び字雪見原、大字本郷字東上及び字西上、北中一丁目、北中二丁目、西狭山ヶ丘二丁目、東狭山ヶ丘四丁目、東狭山ヶ丘六丁目並びに若狭二丁目地内において事業地を変更する。

(2) 雨水

(一) 収用の部分
変更なし

(二) 使用の部分
変更なし

ロ 合流区域

(一) 収用の部分
変更なし

(二) 使用の部分
変更なし